

### 第3回上板町水道事業運営審議会議事録

日 時 令和3年1月29日（金）午後7時30分～8時40分  
場 所 上板町中央公民館 大会議室  
出席者（審議会）10名  
（事務局（水道課））5名  
（関係者）アドバイザー1名  
欠席者 なし  
会議日程 1 開会  
2 会長挨拶  
3 資格審査報告  
4 議事 （1）料金改定内容の検討について  
（2）答申書の作成にあたって  
（3）その他  
5 閉会  
傍聴人 なし

#### 【配付資料】

会次第、「料金改定内容の検討について」「答申書の作成にあたって」

#### 【特記事項】

新型コロナウイルス感染症対策として、三密を避けるため会場を水道課会議室から中央公民館大会議室に変更し、オゾン発生装置付空気清浄機を据え付けたうえで開会した。

#### 議事の経過

午後7時30分に開会、会長挨拶の後、資格審査報告が行われ、委員全員の出席が確認された。会長が議長を務め、以下の議事が進行された。

#### 議事（1）料金改定内容の検討について

事務局職員がこれまでの審議事項と料金改定幅について、配付資料をもとに説明、質疑がなされた。質疑の内容は以下のとおりである。

#### 【質 疑】

事務局

前回、料金水準と料金体系について今後の施設更新を見越して給水収益を約28%増額する必要があること、そのためには料金改定はやむを得ないことへの理解、承諾は得られたと思っています。

また、料金体系については、水道利用者の理解のしやすさや変更による混乱を避けるため、現行どおり一般用と臨時用の用途別で基本料金と単一型超過料金の二部料金制を維持したいと考えています。

料金改定幅について、パターン1から6までの6案について議論するところまで進みましたが、十分な説明がなされないまま結論を急ぎすぎ、申し訳ありませんでした。今回、より判断しやすい資料を作成しましたので、一度白紙に戻して議論していただければと思います。

委員

前回説明のあった水源地開発や電気計装設備の更新などの事業を施行するとして、企業債借り入れはどれくらいになると想定していますか。また、借り入れた場合の返済期間を教えてください。

事務局

企業債として5億円借り入れを予定しています。返済期間は30年間、5年据え置きで、償還方法は元利均等方式を計画しています。今回の財政シミュレーションでは水道料金改定の手引き書を参考に、2.3%の利息設定で年間2,800万円の返済計画となっています。

委員

本町では過去、水道料金改定を5回実施し、現行の料金体系となっていますが、基本水量10<sup>m</sup>は長年維持されてきました。これは水道利用者が混乱するのを避けるためだと推測します。

今回の水道課提案のパターン案において、基本水量を変更して8<sup>m</sup>、あるいは5<sup>m</sup>にする案の導入をどう思われますか。ほかの委員の意見をお聞かせいただきたいと思います。

委員

基本水量の変更について議論するために、事務局側で参考となる使用水量別の資料を提示できますか。

事務局

前回配付しました資料の中に、令和2年7月分の水量別構成比率を円グラフにしたものがありますのでご覧ください。0<sup>m</sup>から5<sup>m</sup>までの契約者が全体の20%、6<sup>m</sup>から10<sup>m</sup>までの契約者が10%となります。

委員

今回配付された資料の中に、具体例として2人から4人世帯を想定した使用水量20<sup>m</sup>と、4人から6人世帯を想定した使用水量40<sup>m</sup>の場合が掲載されていますが、本町ではどちらの世帯が多数であるか、事務局で把握していますか。

事務局

本町では2人から4人世帯、使用水量20m<sup>3</sup>の例が多い状況です。

議長

過去の料金体系改定の経緯について、意見が出ました。これを踏まえて何か意見はありませんか。

委員

前回、事務局より基本水量を5m<sup>3</sup>に変更するパターン6案の説明があり、空き家や独居老人などを配慮した場合、私はそれが良いと思います。

事務局

前回の会議でパターン6を事務局側の推奨案とさせていただきましたが、水量ごとに料金改定率を算出、精査すると、10m<sup>3</sup>使用した場合、現行基本料金の2倍となることや、15m<sup>3</sup>までの少量利用者の支払金額が極端に割高となることが判明しました。

今回、新たに配布しました補足資料をもとに、改めて水道料金6つのパターン案について説明しますと、パターン1及び2は、基本料金に比重を持たせたもの、パターン3、及び4は基本料金と超過料金の増加率の比重を調整し、基本水量は変更しないものです。

パターン5、及び6は基本水量を減らし、超過料金に比重を持たせたものです。

補足資料にあるとおり、基本料金及び超過料金が使用水量ごとに一律な増額分率となる、パターン3案を事務局水道課の推奨と変更させていただきます。

委員

少子高齢化が進めば、基本水量を変更し下げるのは料金収入に多大な影響があることを考慮し、現行の基本水量10m<sup>3</sup>を維持するべきではないでしょうか。また、契約者への平等な負担を考えるためにも、超過料金に対する比重を再考していただきたいと思います。

過去、水道料金改定をおこなった時は水道事業の推進及び拡張の時代背景があり、大口需要者には施設利用率が高いから多く負担していただくという考え方で、超過料金に比重を置いていたのだと思います。

今回の料金改定は当時と異なり、更新事業の時代であることを考慮すべきではないでしょうか。私は、基本料金に比重を置いたパターン2案を推奨します。

委員

現在、全国的に人口減少は大きな問題となっています。第1回の会議で事務局側より説明のあったとおり、大口需要者の新規参入計画は無いよう

ですし、住宅増加も見込めません。このような状況の中、水道事業を経営していくには、基本料金の比重を維持することが大切だと思われます。現状と同じ負担率であることから、私はパターン3案を推奨します。

委員

基本水量を変更するか、現行のままとするか、多数決を取ってはどうか。このままでは料金体系を絞れないと思います。

委員

私は独居老人など少量の使用者に配慮してパターン6案が良いと思っていましたが、様々な意見を拝聴する程、解らなくなりました。料金体系について決めかねています。事務局側はどのような対応をするつもりですか。

事務局

本審議会の意見として、令和6年度に赤字経営に陥る状況の中、水道を安定供給するためには施設更新は必要不可欠で、そのため料金改定はやむを得ない、と答申書に記載し、町長に答申していただければと考えます。

料金体系については、このパターン6案の中から水道課が選択し、給水条例改正案として町議会にお諮りします。

議長

判りました。パターン6案の中から事務局側で選択し、町議会の中で議論してください。

議長

続きまして、料金改定の時期についてですが、令和6年から赤字経営に陥る状況から、一刻も早い時期に料金改定に踏み切る必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

委員

現在、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか判らない中、水道利用者にさらなる負担増となる水道料金改定に踏み切るのは、理解が得られないのではないのでしょうか。

議長

コロナ禍の中、すぐに料金改定をおこなうのは難しいとの意見が出ました。事務局はどう考えていますか。

事務局

水道利用者への周知期間を十分に取ることも必要です。赤字経営となる令和6年4月から逆算して、料金改定を含む水道給水条例改定案の町議会への上程、審議を得て可決成立、その後の周知期間を見込んで、最も遅い日程では令和5年4月分、5月検針分からの実施となります。

委 員

コロナ禍の中です。事務局より説明のあったとおりの日程で、料金改定の時期を令和5年4月分からとしてはどうでしょうか。

委 員

それで良いと思います。

議 長

それでは、審議会の意見として、料金改定の時期を令和5年4月分からとします。事務局はその旨を答申書案に記述してください。

#### 議事（2）答申書の作成にあたって

事務局職員が答申について、及び答申書に記載すべき内容について、配付資料をもとに説明がなされた。この議題に対する質疑はなされなかった。

#### 議事（3）その他

その他として、次回の審議会の日程について協議した。事務局側より年度末でもあり、事前に日程調整の上、後日通知するとの説明があり、承諾された。

開会時刻については、従来どおり午後7時30分開催で決定した。

水道課長挨拶の後、午後8時40分に閉会した。

以上